

# 災害対策のための指針

令和6年4月1日制定

## 1. 災害対策に関する基本的な考え方

### (1) 入利用者の安全確保

事業所は、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性がある為、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。

### (2) サービスの継続

事業者は、利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。事業所において極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。

### (3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることとする。

### (4) 地域への貢献

事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献する事も重要な役割である。

## 2. 災害対策委員会その他事業所内の組織に関する事項について

当事業所では、非常災害発生に備えるため「災害対策委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は事業所管理者とします。

2 その他の委員は、別表のとおりとします。

3 災害対策委員会は、年に1回以上、必要な都度委員長が招集します。

4 災害対策委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

①委員会は、BCPの策定及び職員への研修計画の作成・実施状況の把握並びにBCPの見直しなどを行うため、定期的を開催する。

②BCPに関する研修・訓練の立案

③実施に当たっては、運営責任者が担当する。

### 3. 職員の訓練及び研修に関する基本方針

- (1) 具体的な災害を想定したシミュレーションを年1回実施する。一連の訓練のうち、人命確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について確認するとともに、自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練の中で検証する。訓練実施後は、必要に応じて訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証を行い、本計画の見直しを行う。
- (2) BCP（自然災害）研修は、年1回各事業所において、上記訓練より前に行うこととする。

### 4. 自然災害が発生した時の対応に関する基本指針

災害対策マニュアル・BCP（自然災害）に従い、利用者の安全確保を第一にしつつ、可能な限りサービスの提供維持に努めることとする。

### 5. 利用者・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、本指針をいつでも閲覧が可能な状態とします。

（附則）

この指針は、令和6年4月1日から施行します。

<別表1>

主な役割	部署・役職	所属等
全体統括責任・本部長	理事長	本部
運営実務の統括・災害対策委員会委員長	理事長	本部
災害対策委員会 副委員長 (委員長のサポート・各事業所への指示等)	管理者	各事業所
事業所 BCP の作成・見直し、 事業所実務の統括	管理者	各事業所
職員への研修・訓練の計画作成及び実施	サービス管理責任者	各事業所